

今年3年に一度の評価替えの年です

30年度

固定資産税のご案内



●問い合わせ 資産税課(本庁舎2階) ☎33-4398 ☒39-0725

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している方に課税します。課税の内容については、課税台帳を閲覧していただくか、5月上旬までに納税通知書を送付しますので、同封の課税明細書をご確認ください。

土地の評価

30年度の土地の評価は、29年1月1日(調査基準日)時点の地価公示価格および不動産鑑定士による鑑定評価価格の7割を目途として、市街化区域は路線価方式、その他の地域は、土地の利用状況が類似した区域ごとに区分して評価を行います。

調査基準日の地価は、多くの地点で上昇に転じてきています。評価替えは、この地価の状況を評価額に反映させた見直しを行います。

家屋の評価

国が定めた固定資産評価基準に基づいて、家屋の評価の時点でもう一度新築するとした場合にかかる費用を基準として計算する「再建築価格方式」により行います。

家屋は年々古くなって損耗するため、その損耗分を減価させて評価額を算出します。

ただし、損耗分の減価を上回る建築物価の上昇がある場合は、前基準年度の評価額を上回ることがあります。この場合、評価額は据え置くことになっており、前年度と同額になります。

また、家屋の構造・種類ごとに一定の年数が経過したときから、評価が据え置きとなります。

税額

税額は算定した課税標準額に、固定資産税1.4パーセント、都市計画税0.2パーセントの税率を乗じ算出します。

価格等に不服があるときは

「価格」については「固定

資産評価審査委員会)に対して、「価格以外」については「市長」に対して、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3カ月以内に、審査の申し出等を行うことができます。

30年度 課税台帳の閲覧

納税義務者の方は、自分の固定資産(土地・家屋・償却資産)について、固定資産課税台帳に記載された事項(評価額や課税標準額等)を固定資産課税台帳の閲覧により確認できます。

また、賃借料等を払っている方でも、不動産賃貸借契約書等、権利関係が分かるものがあれば、関係する固定資産について閲覧できます。(土・日・祝日は除く)

なお、5月31日(木)までは手数料は無料です。

◆場所 資産税課

◆持ち物

●納税義務者本人/運転免許証、個人番号カードなど顔写真付きで本人確認できるもの

●代理人/納税義務者直筆の委任状と、代理人の本人確認できるもの

●相続人/戸籍謄本など相続関係を証する書類と、本人確認できるもの

●納税義務者(法人)/法人の代表者印または代表者印が押された書面(委任状)、申請者の本人確認できるもの

●借地人・借家人/不動産賃貸借契約書等、権利関係が分かるものと本人確認できるもの

縦覧制度

縦覧では、納税者の方が市内全ての土地や家屋の評価額を見ることができます。自分の土地や家屋の評価額との比較ができるようにするためのもので、手数料は無料です。

◆期間 4月2日(月)~5月31日(木)
※土・日・祝日は除く

◆持ち物

- 納税者本人/運転免許証、個人番号カードなど顔写真付きで本人確認できるもの
- 代理人/納税者直筆の委任状と代理人の本人確認できるもの
- 相続人/戸籍謄本など相続関係を証する書類と本人確認できるもの
- 納税者(法人)/法人の代表者印または代表者印が押された書面(委任状)、申請者の本人確認できるもの

課税明細書の

確認と保管を



課税明細書は、固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在・地番や価格などの状況をお知らせしている大切な書類です。必ず内容をご確認ください。資産ごとに税相当額の記載があるので確定申告等の資料に利用できます。再発行はしませんので、大切に保管してください。

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険のご案内



● 問い合わせ 保険課（東庁舎2階） ☎ 34-3203 ☎ 39-2523

国民健康保険の運営は、これまで市町村が保険者として担ってきましたが、平成30年4月以降、都道府県も市町村と共に保険者となり、長野県が国民健康保険の財政運営の責任主体となります。

国民健康保険制度は、だれもが安心して医療サービスを受けられる国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、次のような構造的な課題を抱え

- ▶ 年齢構成が高く医療費水準が高い
- ▶ 所得水準が低く保険料の負担が重い

財政運営が不安定な小規模保険者が多く、財政赤字の保険者が多く存在する。そのため、国民皆保険を将来にわたり守り続けるために、今回の制度改正が行われました。

制度改正すると…

変わること

- 保険証等に次回の更新から、「長野県」の表記がされます。
- 県内の他の市町村に転居すると一定の条件で高額療養費の回数が引き継がれます。
- 県単位で、国保の保健事業等の取り組みができるようになります。

今までどおり変わらないこと

- 加入脱退の手続きは、保険課や市民課、支所・出張所の窓口で行います。
- 保険証は、松本市が発行します。
- 国保税は、松本市に納めます。
- 高額療養費支給申請など保険給付の申請は変わりありません。
- 人間ドック補助申請など保健事業は変わりありません。

医療保険の切り替え手続き

今まで国民健康保険に入っていて、新たに就職などで職場の医療保険に加入したときや、ご家族が加入している職場の医療保険の扶養になった場合、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

国民健康保険の加入・脱退は、職場の医療保険の加入・脱退により自動的に行われないため、ご自身で手続きをお願いいたします。

就学のための国保継続

松本市の国民健康保険に加入中の方が、大学・高校などに就学のため、他の市町村に転出する場合、引き続き松本市の国民健康保険に加入することができます。手続きをしないと、転出先で国民健康保険に加入することになり、本人に新たに保険料が発生します。

手続きに必要なもの

- 学生証または在学証明書など、在学または入学することが分かるもの
- 今まで使っていた国保の保険証
- 本人確認できるもの（免許証等）
- 個人番号（マイナンバー）の分かるもの



※現在、就学のため、国民健康保険を継続している方で、卒業等で学生でなくなった場合は、国保資格の変更、脱退の手続きが必要です。学生でなくなった日が分かるもの（卒業証書等）を持参の上、手続きをしてください。

国保に入るとき 手続きに必要なもの

- 職場から発行された資格喪失証明書等
- 本人確認ができるもの（免許証等）
- 個人番号（マイナンバー）の分かるもの

国保をやめるとき 手続きに必要なもの

- 新たに加入した職場の医療保険の保険証
- 今まで使っていた国民健康保険証
- 本人確認できるもの（免許証等）
- 個人番号（マイナンバー）の分かるもの